

令和5年12月八戸市議会定例会

提 出 議 案

(その 2)

12月市議会定例会に付議すべき事件

議案第163号	令和5年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第164号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	3

議案第164号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月20日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

本市に本籍地を有しない者に係る戸籍証明書の交付手数料、戸籍電子証明書提供用識別符
号発行手数料等の額を定めるとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表1の項中「若しくは第10条の2第1項」を「、第10条の2第1項」に改め、「まで」の次に「若しくは第126条」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項若しくは第126条」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表2の項中「又は」を「、」に改め、「まで」の次に「又は第126条」を加え、同表6の項中「受理した書類の閲覧」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「戸籍に係る書類の閲覧手数料」を「届書等閲覧手数料」に、「書類1件」を「書類又は届出等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項中「又は法」を「、法」に、「の規定に基づく届書」を「若しくは第126条の規定に基づく届書」に、「事項の証明」を「事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」に、「戸籍に係る届出若しくは申請の受理の証明又は受理した書類の記載事項証明手数料」を「届出受理等証明書交付手数料」に改め、同項を同表7の項とし、同表4の項中「第12条の2」の次に「において準用する法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は法第126条」を加え、同項を同表5の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>6 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>1件につき700円</p>
---	----------------------------	------------------

<p>法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
--	--	--

別表第1の1の表3の項中「第12条の2」の次に「において準用する法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは法第126条」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項若しくは第126条」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項の次に次のように加える。

<p>3 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>1件につき400円</p>
--	----------------------------	------------------

子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
--	--	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

